

報告事項No.2 請願第7号

川崎市教育委員会

委員長 嶋 正人 様

2014年1月27日

北谷 瑞恵
川崎市中原区 [REDACTED]

学校図書館等における「はだしのゲン」に関しては、今まで通り自由な閲覧の継続を求める請願

請願趣旨

どうして、このマンガ「はだしのゲン」の自由閲覧が各地で問題にされるのか、理解に苦します。この「はだしのゲン」はこれまでにも戦争、原爆について子どもたちに子どもの目線から伝え、戦争体験者・被爆者の生の声を伝えるものとして、その子どもなりの受けとめる力に応じて読まれてきたものです。それを何らかの思惑で変わるとなると例えば「読みたい子どもが教師の許可を求めることになると心理的負担が起きますし、これは、目立たない形の検閲として利用制限になります」そういうことに川崎市、教育委員会が万一係わることをすれば自由閲覧に抵触することになりますし、一つの「不当支配」になります。学校図書の選定は児童生徒の要望・現場教師の教育的観点を踏まえ、学校長の責任のもと各々の学校で決定するものです。「図書館の自由に関する宣言」、「児童の権利に関する条約」第13条(表現の自由)及び日本国憲法21条(表現の自由・検閲の禁止)に抵触する恐れがあります。それ故、全国の図書館でつくる日本図書館協会は「自主的な読書活動」を尊重する要望書をこの件で出しています。また、2007年の安倍政権で、ウイーンで開催された「核拡散防止条約(NPT)再検討会議」の準備委員会で、官僚からの指示ではなく、麻生太郎外相が音頭をとって「はだしのゲン」の英語版を会場に展示し、各国代表に配布して原爆の悲惨さを伝えて核軍縮を訴えることがなされたと聞いています。まして、川崎市はいち早く「核廃絶平和都市宣言」をしました。これまでも市、教育委員会は平和のための種々の育成に尽力して下さったことに市民は誇りとし信頼を寄せ支持する所以です。「はだしのゲン」は戦争を知らない若い人たちに被爆の悲惨さ、いのち・平和の尊さを伝える作品です。記述の一部分に過剰に反応することなく、全体から得る平和への願いの大きさを考える時「はだしのゲン」は平和教育に欠かせない良書です。

これまでの教育委員のみなさまの高い見識と公正・公平な姿勢を貫かれますことを切望し、請願とします。

